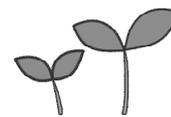


第5章 長久手市第1期 障がい児福祉計画



第5章 長久手市第1期障がい児福祉計画

1 基本的方向性

障がい児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」に基づき、2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間の第1期障がい児福祉計画を策定します。本計画においては、障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等の成果目標や活動指標を盛り込み、さらに障がいの有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。また、国の指針に従い以下のものを基本的方向性とします。

① 児童発達支援センターの設置

障がいの「早期発見」、「早期療育」に加え、切れ目ない療育支援体制を提供するための一翼を担うことを目的に、専門的機能を持ち地域における中核的な役割を持つ支援施設として、障害児通所支援等を実施する児童発達支援センターを設置します。市内事業所と緊密な連携を図り、重層的な通所支援体制を構築します。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等を利用中の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を行います。障がいのある児童に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設職員に対しても障がいのある児童の特性に応じた支援内容やかかわり方についての助言等を行います。

③ 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画との連携を図り、障がいのある児童に対する支援も含めた療育支援体制づくりへの取り組みを推進します。障がいのある児童が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるような地域づくりを目指します。保育所や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等）における障がいのある児童の利用見込量を把握し、受入れ体制を整備します。

④ 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置

医療的ケアを必要とする児童が、地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育その他関係機関との連携を図るための協議の場を整備します。

医療的ケアを必要とする児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、他分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置できるよう検討を行います。

⑤ 重症心身障がい児のための支援体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、圏域でのサービス提供体制を整備します。

2 計画の成果目標

(1) 長久手市の目標設定

長久手市第1期障がい児福祉計画においては、国の基本指針に従って次の5点について、数値目標を設定します。

- ① 児童発達支援センターの設置
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- ③ 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備
- ④ 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置
- ⑤ 重症心身障がい児のための支援体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

項目	国の指針による数値目標	数値
【目標値】2021（平成33）年度末までの整備数	各市町村に少なくとも1か所以上設置（圏域での設置も可）	市内に1箇所

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	国の指針による数値目標	数値
【目標値】2021（平成33）年度末までの整備数	すべての市町村において、利用できる体制を構築する	市内に1箇所

③ 障がいのある児童に対する子ども・子育て支援の提供体制の整備

項目	国の指針による数値目標	数値
【目標値】2021（平成33）年度末までの整備数	すべての市町村において、利用見込量を把握し、提供体制を整備する	利用見込量に対する提供量（表1）

表1：障がい児の子ども・子育て支援等の利用見込量と提供体制

サービス種別	利用見込量 (人)	各年度の提供体制(人)		
		2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度
保育所	10	9	10	10
幼稚園	3	3	3	3
認定こども園	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ、学童保育所)	15	5	10	15

- * 本利用見込量は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(2017(平成29)年3月31日 厚生労働省告示116号)に基づき、障害児通所支援を利用する児童(通所受給者証を所持している児童)の保護者に対して行ったアンケート調査に基づいて算出したものです。
- * 本市においては、幼稚園は私立園のみ、認定こども園は未設置であるため保育所での対応を含みます。
- * 保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業の利用に当たっては、保護者の就労等が要件になることから、「必要な見込量」及び「各年度の目標見込量」の変動が見込まれます。

④ 医療的ケアを必要とする児童のための協議の場の設置

項目	国の指針による 数値目標	数値
【目標値】2018(平成30)年度末までの整備数	各市町村又は圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	協議の場設置

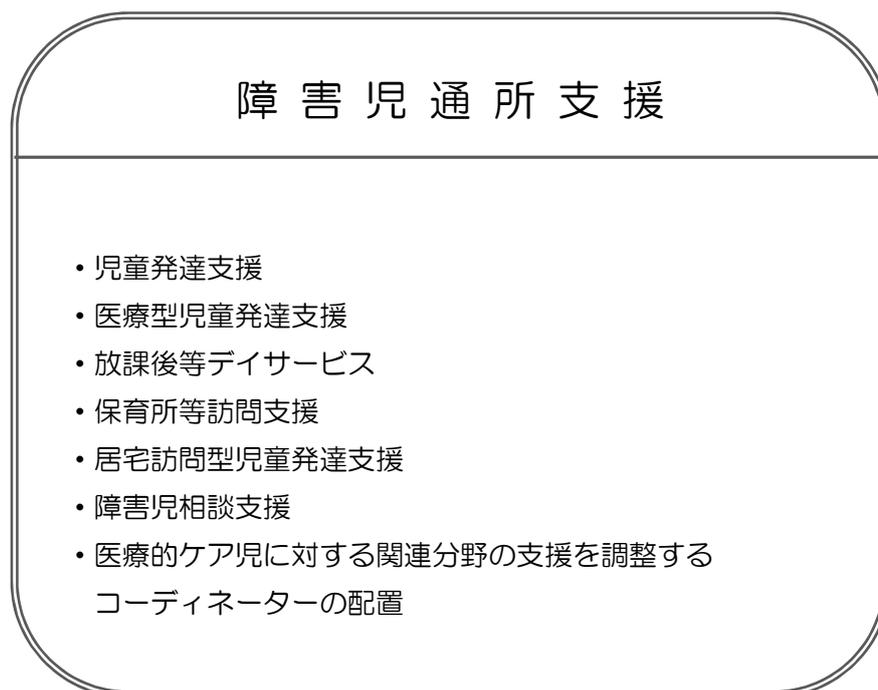
⑤ 重症心身障がい児のための支援体制の整備

項目	国の指針による 数値目標	数値
【目標値】2021(平成33)年度末までの整備数	各市町村に少なくとも1か所以上確保(圏域での設置も可)	圏域に1箇所

3 障害福祉サービスの現状と見込量

(1) 障害児福祉サービスの体系

障がい児福祉計画に定める事業は次のサービス体系で整理し、見込量について示します。



(2) 自立支援給付の見込量

【障害児通所支援】

本市における、障がいのある児童が利用できる児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所は整備されてきました。今後は事業所間の情報共有の機会を増やし、事業所等への助言や支援を行うことで、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業のサービスの質の向上を図ります。

また、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行う施設が不足している、また、医療的ケアを必要とする児童が支援を受けられる体制が十分でない、といった地域の課題に対応できるよう、障がいのある児童に対する総合的な療育施設として「児童発達支援センター」を設置し、切れ目のない療育支援体制の構築を図ります。

① 障害児通所支援の内容と事業所数

サービス	内容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業の終了後又は夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい等がある就学前児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。
市内の事業所数（2017（平成 29）年度末→2020（平成 32）年度末）	
児童発達支援	： 4か所→4か所
医療型児童発達支援	： 0か所→0か所
放課後等デイサービス	： 6か所→6か所
保育所等訪問支援	： 0か所→0か所
障害児相談支援	： 3か所→3か所
居宅訪問型児童発達支援	： (新設)→0か所

② 実績と見込量（1月当たり）

サービス種別	単位	利用実績			第1期計画（見込み）		
		2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
児童発達支援	人	19	27	24	26	29	31
	人日	146	214	209	229	252	281
医療型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	8	10	12
放課後等 デイサービス	人	48	83	100	110	121	133
	人日	467	839	1,193	1,452	1,600	1,759
保育所等訪問支援	人	0	1	1	1	2	3
	人日	0	1	2	2	4	6
居宅訪問型児童 発達支援	人	—	—	—	1	2	2
	人日	—	—	—	2	4	8
障害児相談支援 (モニタリング含む)	人	11	14	20	22	24	26
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人	/			0	0	0

* 2017（平成 29）年度は4月から9月の利用実績から算出

* 各年度の利用者数については、事業所からの請求情報をもとに、月別の延べ利用者数÷月数により算出